

大津市指定給水装置工事事業者

◆各種届出等のご案内◆

【指定事項を変更したとき】

変更があった日から30日以内に「指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書」(様式第10)に、次の書類を添えてお客様設備課の窓口へ届出をしてください。

変更事項		添付書類			
		定款の写し	登記事項証明書 (登記簿謄本)	住民票の写し	誓約書
氏名又は名称	法人	○	○		
	個人			○	
住所	法人	○	○		
	個人			○	
代表者	法人	○	○		○
役員の氏名	法人		○		○

- ※ 登記事項証明書、住民票の写しは発行日から3ヶ月以内の原本をご用意ください。
- ※ 定款の写しは直近のものをご用意ください。末尾に日付と「上記は当社の定款に相違ありません。」と記載し、併せて社名・代表者名も記載してください。
- ※ 氏名又は名称の変更の場合は、「大津市指定給水装置工事事業者証」(指定証)を差し替えて交付します。現在交付されている指定証をお持ちください。
- ※ 指定を受けている個人事業主が法人に変更した場合は、指定事項の変更ではありません。また、個人から個人への相続についても、指定事項の変更ではありません。これらの場合は「指定廃止」及び「新規指定」の手続きを行ってください。
- ※ 「有限」から「株式」への組織形態の変更など同一法人とみなされる変更の場合は、指定事項(氏名又は名称)の変更の届出を行ってください。
- ※ 必要に応じて、別途書類の提出を求める場合があります。

【事業所の名称又は所在地の変更があったとき】

事業所の移転等について、登記事項証明書の変更を伴う場合、次の書類を提出してください。

- 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書(様式第10)
- 事業所の移転等の事実がわかる登記事項証明書

【給水装置工事主任技術者の氏名又は免状の交付番号に変更があったとき】

当該事由が発生した日から、14日以内に次の書類を提出してください。

- 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書(様式第10)
- 給水装置工事主任技術者の免状の写し(A4)

【給水装置工事主任技術者の変更があったとき】

下記に注意し、次の書類を提出してください。

- ◆ 主任技術者を選任又は解任するとき
 - ・・・当該事由が発生した日から**14日以内**に届出
 - ◆ 主任技術者が欠けたとき
 - ・・・「指定の取消し」要件に該当する場合がありますので、速やかに届け出てください。
-
- 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（様式第3）
 - 給水装置工事主任技術者の免状の写し（A4）

【給水装置工事事業者を廃止、休止、再開したとき】

下記に注意し、次の書類を提出してください。

- ◆ 廃止、休止・・・廃止又は休止したときから**30日以内**に届出
 - ◆ 再開・・・再開した日から**10日以内**に届出
-
- 指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書（様式第11）
 - 「大津市指定給水装置工事事業者証」（指定証） ※「廃止」の場合

[問い合わせ先]

大津市企業局 お客様設備課（大津市役所 新館5階）
電話：077-528-2605 FAX：077-521-8090